

大潟村「自然エネルギー100%の村づくり」推進に係る もみ殻バイオマス地域熱供給事業公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

本事業は、株式会社オーリス（以下（株）オーリスという）が受託している大潟村「自然エネルギー100%の村づくり」事業推進に基づく、もみ殻バイオマスボイラー（以下「もみ殻ボイラー」という。）の導入による地域熱供給事業の実施にあたり、プロポーザルを実施して提案を募り、選定方法の公平性及び透明性の確保を図りつつ、この事業に最も適した者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。
なお、特に以下の事項に配慮し本事業を実施するものとする。

① 良質なサービスの提供

本事業の実施に当たっては、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、大潟村における脱炭素を通じた「自然エネルギー100%の村」の形成を目的として村内施設の化石燃料の低減を促し、かつ村民の便益を考慮した熱供給サービス提供を図ることとする。

また、もみ殻ボイラーを活用した先進的な再生可能エネルギー供給の運営を行うことにより、大潟村に魅力を感じることができ、かつ、持続性のある稲作農村地域の確立を図ることで、もみ殻の活用を検討する同様の事業者に向けてモデルとなる熱供給サービスを展開することとする。

② 周辺環境への配慮

本事業の事業計画エリアは大潟村の総合中心地全域である。もみ殻ボイラー棟は、株式会社大潟村カントリーエレベーター公社や村内の農業従事者から発生するもみ殻を受け入れるのに適した用地を選定したうえで、周辺施設への環境影響に配慮した工事計画を図るものとする。

本事業による熱供給は熱導管方式を採用し、熱導管の敷設においては既設埋設物の調査を十分に行った上で、大潟村における既設環境および施設への影響が最小限となるよう配慮した整備を図るものとする。

2. 委託する事業の概要

（1）業務名称

大潟村「自然エネルギー100%の村づくり」推進に係るもみ殻バイオマス地域熱供給事業(以下「バイオマス熱供給事業」という。)

（2）事業主体

株式会社オーリス

(3) 委託事業の内容

【大潟村からの受託業務に係る事業＝事業費予算の総額：1,540,898千円】

1) バイオマス熱供給事業計画の策定

- ① 事業収支計画と脱炭素先行地域事業期間（5ヵ年）における設備導入計画
- ② 5ヵ年の事業実施にかかる総事業費の算出

2) バイオマス熱供給事業におけるボイラーの設置および熱導管等付帯設備の工事

- ① もみ殻ボイラーおよび熱導管等付帯設備（以下もみ殻ボイラー等という）の設置・稼働に係る調査・設計業務及び関連業務
- ② もみ殻ボイラー等の導入にかかる土木建築工事及び関連業務
- ③ もみ殻ボイラー燃焼灰に含まれる結晶性シリカの抑制対策の検討、燃焼灰の有効利用、および需要家への販路開拓支援
- ④ もみ殻ボイラー等の導入予定地の検討および地権者との合意形成支援
- ⑤ 設置等に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑥ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑦ 機械設備の試運転および性能確認に係る一切の業務
- ⑧ 機械設備の引渡しに係る一切の業務

3) バイオマス熱供給事業の熱供給システム構築

- ① もみ殻ボイラーから供給する熱を効率的に需要家（別紙3参照）へ供給する公共インフラとしての熱供給システムに係る調査・設計業務及び関連業務
- ② 熱供給先の選定と既存エネルギーからの代替ポテンシャル検討
- ③ 熱供給先への熱供給単価設定および熱供給先との合意形成支援
- ④ 熱供給にかかる既存施設改修に係る調査・設計業務及び関連業務
- ⑤ 工事に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑥ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑦ 熱供給設備の試運転および性能確認に係る一切の業務
- ⑧ 熱供給設備の引渡しに係る一切の業務
- ⑨ バイオマス熱供給事業の実施体制の構築支援
- ⑩ 維持管理体制の検討と実施計画策定

【大潟村からの受託業務に係る事業＝事業費予算の総額：未定】

* 本事業の事業費について、環境省交付金を活用するものであるが、提案者は以下項目の費用が環境省の交付金対象外であることを認識のうえ、提案のこと。

- ① ボイラー棟の建屋建設
- ② 建設に係る工事監理業務及び関連業務
- ③ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 設置・建設の時期、場所及び工事規模

時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
場所	提案に基づき(株)オーリス、及び必要に応じ大潟村と協議のうえ、最終的に決定				
整備計画の策定	令和4年度内	令和4年度内	令和5年度内	令和6年度内	—
ボイラー棟等工事	提案に基づき(株)オーリスと協議のうえ決定。				
熱導管工事	熱供給先、熱導管ルート の決定	令和4年度内に整備計画策定し詳細を定める	令和4年度内に整備計画策定し詳細を定める	令和4年度内に整備計画策定し詳細を定める	—

(5) 必要条件

- ① もみ殻ボイラー施設等については、建築基準法、消防法等の関係法令並びにバイオマス熱供給事業に関する要求水準書（別紙1、以下「要求水準書」という。）を全て満たすものであること。
- ② ボイラー棟（建屋）については、建築基準法、消防法等の関係法令に準拠し、もみ殻ボイラー施設を運営するに適した建物であること。
- ③ バイオマス熱供給事業に係る一切の設備は(株)オーリスが運営主体となること。
- ④ 事業者は(株)オーリスが熱供給事業を円滑に運営するために、事業期間（5年間）を通じて自律的に運営ができるようサポートする責務があること。

(6) 業務期間

① バイオマス熱供給事業計画の策定

(4) に示すとおり、令和4年度建設の工事については令和5年1月20日までに整備計画を策定することとし、翌年度以降の工事予定の内容については、令和4年度内に総合的に整備計画を策定すること。

なお、将来の社会的状況の変化により整備計画の変更・修正の可能性を考慮し、業務期間を契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

② 基本・実施設計業務、建設業務、維持管理体制構築支援業務

	基本・実施設計業務 建設業務	維持管理体制構築支援業務
令和4年度 熱供給事業	契約締結日の翌日から 令和5年3月31日まで	契約締結日の翌日から 令和5年3月31日まで

令和5年度 熱供給事業	令和4・5年度内 (予定)	令和5年度内 (予定)
令和6年度 熱供給事業	令和5・6年度内 (予定)	令和6年度内 (予定)
令和7年度 熱供給事業	令和6・7年度内 (予定)	令和7年度内 (予定)
令和8年度 熱供給事業	令和7・8年度内 (予定)	令和8年度内 (予定)

③契約

(株)オーリスとの契約は、原則として、年度毎に以下の項目について締結するものとする。

- ・ バイオマス熱供給事業計画策定及び関連工事業務に係る契約
- ・ ボイラー棟の建屋建設工事業務に係る契約

(7) 業務毎の詳細契約

- ① 基本・実施設計業務及び建設業務に係る契約は単年度毎とし、内容と金額は(株)オーリスと協議のうえ決定すること。
- ② 維持管理等に係る契約は別途とし、(株)オーリスと協議のうえ決定すること。

3. 応募資格者

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は複数企業での共同提案とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- ④ 令和3・4年度大潟村入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、資格者名簿の登録に必要な書類と同等の書類を提出できる者であること。
- ⑤ 参加申込書の提出日現在で「大潟村建設工事入札参加資格者指名基準」に基づく指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に大潟村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失する。
- ⑥ 提案者の起業所在地の都道府県税、市区町村税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。

- ⑦ バイオマス発電又は熱供給プラントに関する以下の実績を有するもの。
 - ・設計施工
 - ・オペレーション・メンテナンス
 - ・エネルギー供給サービス
 - ⑧ 過去 5 年間で地域エネルギー事業若しくは地域エネルギーマネジメントの計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績があるもの。
 - ⑨ 既存設備に対する省エネ等、設備改修に関する設計・施工、ESCO をはじめとするエネルギーサービスの実績を有するもの。
- ※複数企業が共同提案として本プロポーザルに参加する場合は、共同提案を実施する代表企業が次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ① 代表企業は、3. (1) ①から⑨をすべて満たすこと。
 - ② 代表企業は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

4. 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 同種事業の実績書（任意様式）
 - ：同種事業がある場合は、契約実績を証明する書類を 1 部添付のこと。
- ④ 自社（法人）及び共同提案者の企業（法人）の概要書（任意様式）
 - ：概要については、資本金、株主、役員構成、及び社内体制等がわかるものとする
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 計画策定、基本・実施設計、建設工事等の業務工程表（任意様式）
- ⑦ 提案者の企業（法人）所在地の都道府県税、市区町村税に滞納がないこと及び社会保険料に滞納がないことの証明書
- ⑧ 直近 3 年分の財務諸表（任意様式：貸借対照表、損益計算書）
 - ※共同提案の場合は全企業分を提出すること。
- ⑨ 提案者の企業（法人）の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

5. 企画提案書の作成

本プロポーザルは、「1. 事業目的」に明記した目的を達成するため、(株)オーリスとともに脱炭素先行地域として適切な整備計画を策定し、かつバイオマス熱供給事業における調査設計、建設、建設後の維持管理体制構築まで具現化できる能力を持つ事業者を選定するために行うものである。

本プロポーザルの参加者は、本要領及び要求水準書の記載内容を踏まえ、事業計画

エリア全体の構想、整備を想定した機械設備の設計計算書、設計仕様書、機器配置計画図等について、イニシャル及びランニングコスト低減、維持管理の簡便化等について創意工夫し、以下の条件に基づき企画提案書（以下、「提案書」という。）としてとりまとめの上、提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

【企画提案書作成条件】

- ① 提案書の様式は任意とする。
- ② 提案書はA3横（片面印刷とし、カラー印刷可。）とし、提案する建物及び施設等について、趣旨、特徴や工夫点など簡潔に分かりやすく記載すること。
- ③ 事業計画エリア全体の脱炭素効果、及び地域経済へのメリットを示すこと。
- ④ バイオマス熱供給事業の事業計画に、目標とするプロジェクトIRRを明記し、その根拠を示すこと。
- ⑤ もみ殻燃焼によって生成される結晶性シリカ等の有害物質の抑制対策、及び燃焼灰の有効利用策を具体的に示すこと。
- ⑥ 当該地区においては、今後、大潟村が村営住宅及び体育館を新設・整備する計画があり、これらの施設についても、本事業の考慮に入れること。

6. 提出部数

正本1部、副本6部を提出すること。

7. 提出期限

令和4年12月20日(火)13時 株式会社オーリス必着

（郵送等による提出の場合も、上記日時必着のこと）

提出期限後における申請書並びに提出書類の変更及び追加は認めない。

8. 提出場所

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1

株式会社オーリス（電話番号0185-47-7575）

9. 質問事項の受付

本実施要領等に関し、不明な点がある場合は「質問書（様式3）」の提出により質問をすることができる。

- ①提出期限 令和4年12月1日(木) から12月7日(水)（午後5時）まで

- ②提出方法 質問書（様式3）に記入のうえ、「9. ④送信先」に電子メールで提出のこと。電話、訪問、口頭等による質問は受付けない。
- ③回答方法 質問事項に対する回答は、令和4年12月5日(月)～12月9日(金)に、質問者名を伏せて全質問の回答を集約し、(株)オーリスのホームページに掲載する。
- ④送信先 株式会社オーリス
E-mail: info@o-res.co.jp
※メールの題名は「(質問) 大潟村「自然エネルギー100%の村づくり」推進に係るもみ殻バイオマス地域熱供給事業について」とすること。

10. 契約候補者の選定と提案内容に係る基本的な考え方

本事業は、当該地区において整備するバイオマス熱供給事業に関し、その計画の策定、調査・設計、建設、建設後の維持管理体制構築支援の各業務について、効率性を具備のうえ、効果的かつ継続的に提供することを求めるもので、公募型プロポーザルにより提案を募集し、審査のうえ契約候補者を選定するものである。

なお、必ずしも契約候補者の提案内容のとおりバイオマス熱供給事業を行うものではない。提案内容をもとに、(株)オーリスおよび大潟村と協議・調整を行い、事業を進めることに留意すること。

11. 企画提案書に基づくプレゼンテーション

- ①企画提案された内容について、令和4年12月23日(金)にプレゼンテーションを行う。参加者の説明時間は30分とし、引き続き15分以内の質疑応答を行う。
- ②プレゼンテーションの時間及び会場については、受付終了後に参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。
- ③企画提案の説明は、提出された資料で行うものとする。ただし、パソコン、タブレットやプロジェクターを用いての説明も可能とする。
- ④プレゼンテーション会場への出席者は、随行を含め5名以内とする。ただし、プレゼンテーションは3名以内で行うこと。

12. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

- ①提案の審査は、別に要綱に定めるバイオマス熱供給事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。
- ②審査委員会では、本要領及び要求水準書に基づき、参加者の提出書類及びプレゼ

ンテーションに対し審査を行い、契約候補者を選定するものとする。

③審査における評価項目は以下のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
1. 提案書	①事業委託元である大潟村の地域課題に資するとともに、事業目的をふまえ、価格面も含めた総合的に魅力ある提案となっているか。	30点
	②事業エリア全体の脱炭素効果及び地域経済へのメリット等が示されているか。	20点
	③建設予定地に、合理的に建物が配置されているか。	20点
	④要求水準を十分に満たした提案となっているか。特に結晶性シリカの抑制策等を具体的に示しているか	20点
	⑤建設後の維持管理について、経年劣化の低減や維持管理費の縮減に工夫がなされているか。	20点
	⑥周辺環境に調和するとともに、村の営農、居住、自然環境等に配慮した提案となっているか。	10点
2. 業務実績・体制	①類似の業務実績があるか。	10点
	②建築設計、施工業務及び維持管理の各業務について、適切に行われる計画となっているか。	10点
	③本事業の趣旨を十分に理解し、事業構築の5年間はもとより、その後の数十年間にわたって事業を支えるパートナーとして信頼できる体制か。	20点
3. 業務工程	①完成までの作業工程が無理なく示されているか。	10点
	②トラブルなど想定外の事態によるコンチンジェンシーへの対応策が示されているか。	10点
4. プレゼンテーション	①委員の質問にわかりやすく具体的な回答をしているか。	10点
	②村から受託した事業全体への積極的な姿勢が示されているか。	10点
合計		200点

④審査において、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし選定後に企画提案内容について(株)オーリスと協議・調整を行う際、合意に至らない場合は次点の参加者を契約候補者として選定する。

⑤④の後、(株)オーリスの規定に従い契約候補者と契約を締結するものとする。

(2) 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールで令和4年12月27日(火)までに速やかに通知する。

13. 契約の締結

(株)オーリスは、「12. 契約候補者の選定」により本事業の契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。

なお、辞退およびその他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合、又は(株)オーリスが失格妥当と判断した場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

14. 選定スケジュール

本プロポーザルの選定スケジュールは、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 公募開始 | 令和4年12月1日(木) 10時 |
| ② 質問受付 | 令和4年12月1日(木)～12月7日(水) 17時 |
| ③ 質問回答 | 令和4年12月5日(月)～12月9日(金) |
| ④ 参加申込受付開始 | 令和4年12月6日(火) |
| ⑤ 受付締切 | 令和4年12月20日(火) 13時 |
| ⑥ プレゼンテーション | 令和4年12月23日(金) 午前(予定) |
| ⑦ 候補者選定審査 | 令和4年12月23日(金)(予定) |
| ⑧ 候補者選定結果通知 | 令和4年12月27日(火)まで |

15. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ② 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- ③ 提出書類が要項に示された条件に適合しない場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他、(株)オーリスが社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

16. その他留意事項

- ①参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(A4判任意様式)を提出すること。
- ②本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ③提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- ④提出書類は返却しない。
- ⑤現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現地視察の3日前までに(株)オーリスに日時を電子メール(任意様式、かがみ不要)で通知し、近隣住民及び施設等に迷惑がかからないよう十分配慮し調査すること。敷地内

に入らない現地調査(道路及び施設駐車場からの調査)については、連絡は不要である。

- ⑥ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成すること、また必要に応じ事業委託者の大潟村宛に写しを提供することがある。
- ⑦提出された企画提案書等の著作権は、(株)オーリスに帰属するものとする。
- ⑧本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- ⑨提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その旨を大潟村に通知する。
- ⑩設計委託業務仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。

17. 事務局（提出・問合せ先）

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央 1-1

株式会社オーリス 担当：村山

TEL:0185-47-7575

E-mail: info@o-res.co.jp

(以上)